別表第二　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
3　［略］	3　［同上］
4　キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。	4　キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。	三　使用済燃料が内包する放射性物質を閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。
（計測制御系統施設）	（計測制御系統施設）
第二十三条　発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。	**第二十三条**　発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるものとすること。	三　設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講じるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるものとすること。
［四・五　略］	［四・五　同上］
（工場等周辺における直接線等からの防護）	（工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護）
第二十九条　設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。	**第二十九条**　設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2　この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
［一～五十四　略］	［一～五十四　同上］
五十五　「兼用キャスク」とは、設置許可基準規則第二条第二項第四十一号に規定する兼用キャスクをいう。	［号を加える。］
（設計基準対象施設の地盤）	（設計基準対象施設の地盤）
第四条　設計基準対象施設は、設置許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	**第四条**　設計基準対象施設は、設置許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。
（地震による損傷の防止）	（地震による損傷の防止）
第五条　［1～4　略］	**第五条**　［1～4　同上］
5　兼用キャスクは、設置許可基準規則第四条第六項に規定する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。	［項を加える。］
6　兼用キャスクが設置許可基準規則第四条第七項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	［項を加える。］